2021年 7月 30日

長野労働局長 小野寺 喜一 殿



長野市県町532-3 県労働会館3五元 長野県各種商品小売業最低賃金対策を貫金野 委員長 斉 藤

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業業を営む使用者に使用される労働者

	産	業	分	類	使用者数	労働者数
1561	百貨店,総合	スーパー				
1569	その他の各種	商品小売業(従業者が常	常時 50 人未満のもの)		TV.
		計	-		4 9	3, 846

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者2,699名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項 に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること。

- ◎賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数2,317名/長野県における各種商品 小売業業を営む使用者に使用される労働者数2,699名≒85.85%
- ◎労働協約の賃金の最も低い額=154,000円/月、923円/時間
- ◎現在適用されている法定最低賃金金額=857円/時間

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し(添付略)
- (3) 申請代表者に対する委任書 (添付略)
- (4) 長野県各種商品小売業業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総 括

1. 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける組合員の内訳

No.	組合名	協定種別	組合員数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	日給月給社員	2,149人
3	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	正社員	168人
計	2件・2種類		2,317人

2. 賃金の最低額に関する協定の時間額の内訳

No.	組合名	協定種別&月額	時間額
1	イオンリテールワーカーズ ユニオン	L区分 155,000円	968円
3	東急グループ労組 ながの東急百貨店支部	154,000円	923円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

- 1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
- 2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合 の共同の取り組みを行います。
- 3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合 と日本労働組合総連合会長野県連合会(略称:連合長野)で構成します。
- 4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、UAゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された 委員により構成し運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
- 5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
- 6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年 3月23日 一部改正

1997年 4月22日 一部改正

2003年 3月23日 一部改正

2009年 3月19日 一部改正

2013年 3月25日 一部改正